

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日、欠席の届け出は出ておりません。皆様ご出席しております。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回大仙市農業委員会総会を開催いたします。(午前9時 開会)</p>
事務局長	はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。</p> <p>ただいまの出席者は24名となっております。</p> <p>会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。</p>
事務局長	<p>続きまして、前回9月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第4回総会までの業務報告書をご覧ください。</p> <p>9月7日に第3回農業委員会総会を委員21名、推進委員1名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。</p> <p>9月8日には、令和5年度地区別市町村農業委員会、会長・会長職務代理者・事務局長会議が横手市松與会館で開催され、会長と私が出席しております。11月4日開催の農業委員会大会の開催運営案と議案について協議しております。終了後に引き続き、令和5年度第2回県南地区農業委員会会長会総会が開催され、来年度の予算等について協議しております。</p> <p>9月11日には、広報専門委員会を委員9名の出席をいただき、神岡庁舎において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第25号の掲載内容について最終校正ということでご協議いただいております。</p> <p>その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、主な業務報告といたします。</p>
事務局長	それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。
議 長	<p>本日の会議を開会します。</p> <p>はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認め、7番、齋藤正宏委員、8番、伊藤悟委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

整が済んでいる案件です。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当すると考えられます。第1種農地は、原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この道路は日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘察した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、昨年7月開催の総会において農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議 長

案件1番についてお願いします。

長澤信徳委員

11番、長澤です。

先月9月26日に推進委員、事務局職員と一緒に現地調査に行ってきました。自分の土地の道路拡張ですので、何ら問題は無いと思います。

どうかよろしく願いいたします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和5年10月6日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

13ページ1番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の3、4ページになります。

農地の所在は、大曲○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、1筆です。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

とから第3種農地に分類され、農地法運用通知第2号の規定により許可することができることから、問題の無い案件であると考えられます。また、一般基準につきまして、も添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議 長 案件1番、2番についてお願いします。

渡邊敏雄委員 17番、渡邊です。
まず案件1番についてですが、資料の位置図を見ても分かりますとおり、申請地は集落に接続する形で設置されますし、周辺の状況を見ても何ら問題は無いと思われ
ます。
続いて案件2番についてですが、この案件についても申請地は集落に接続される形
で設置されますし、周辺の状況を見ましても何ら問題は無いと判断しました。
案件1番と案件2番は、いずれも今年7月開催の総会において農振除外案件として
同意をいただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議 長 案件3番についてお願いします。

竹原まゆみ委員 19番、竹原です。
9月27日に現地確認して参りました。申請理由は、車庫の建築と自宅への進入路
を拡張するということですが、申請地は、畑一筆となっていたため畑の全面積が申請
対象地となっております。その他につきましては、事務局の説明のとおりでござい
まして、何ら問題無いと思われ
ます。
どうかよろしくお願いいたします。

事務局長 現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回に
ついてを議題とします。

事務局長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第
5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下
記農用地利用集積計画の撤回について意見を求める

令和5年10月6日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

15ページの1番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。

売買価格は10アール当たり約○○○○○○○○○○○円、総額○○○円です。

申請理由として、当該農地は現在、○○さんが受委託で管理しておりますが、○○さんはこの1筆しか農地がなく、以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、○○さんに相談したところ話がまとまり、売買にいたったものです。

ただいま説明いたしました1番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員入場)

議 長

次に、議案第5号案件2番から114番までを議題とします。

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

21、22ページの13、14番について、関連がありますので一括で説明させていただきます。

利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田5筆、計6筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

13番は、利用権の新規設定、14番は更新の案件です。

利用権の設定をする方は、いずれも○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、84歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、58歳外1名です。

設定期間は5年、賃借料は10アール当たり○○○○○円です。

申請理由といたしまして、新規設定となる13番につきましては、前の借受人から、高齢により期間満了をもって耕作を辞退したいとの申し出があり、その借受人の知人である○○さんに新たに耕作を引き継いでもらうものです。何れの案件も賃借料が低く設定されておりますが、○○さんの居住地が遠方にあり、自分では耕作できないことから、今後も適切に管理してくれるのであれば低い価格で構わないとの所有者からの申し出があったことから、この価格となっております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、報告第1号の農地法第六条第一項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長 報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和5年10月6日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局より報告願います。

参与 110ページの一覧表ご覧ください。
神岡地域の株式会社RICEBALLと中仙地域の株式会社かけるから報告がありました。詳細につきましては、111ページか116ページをご覧ください。
何れの法人も農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 以上報告といたします。

議長 次に、報告第2号の大仙市農業委員会だより第25号についてを議題とします。

事務局長 報告第2号、大仙市農業委員会だより第25号について
大仙市農業委員会だより第25号が完成したので、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する

令和5年10月6日 提出
大仙市農業委員会 広報専門委員会委員長 小松 伸一

議長 小松広報専門委員長より報告願います。

小松広報専門委員長 広報専門委員会より、農業委員会だより第25号の発行についてご報告申し上げます。

去る8月22日と9月11日に広報専門委員会を開催いたしまして、掲載内容について協議いたしました。委員の皆様方から意見や要望等を頂戴し、慎重に協議を重ね

た結果、お手元に配付しました農業委員会だよりの形となりましたので、ご報告申し上げます。

なお、この農業委員会だより第25号は、10月1日発行の広報だいせんと一緒に市内全戸配布されております。また大仙市のホームページにも掲載しており、広く閲覧できるようにしております。

今後も紙面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員、推進委員の皆様方からの情報提供をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます

議 長

以上報告といたします。

議 長

本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

その他

- (1) 役員会に監事を置くことについて
- (2) 令和5年度秋田県農業委員会大会の出欠報告等について
- (3) 広報に掲載されている一般の作業賃金について

議 長

委員の方々から何かありませんか。

議 長

以上をもちまして、第四回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦勞様でした。

(午前10時6分 開会)